

諮問番号 : 令和4年度諮問第6号(令和5年 3月 1日付け)

答申番号 : 令和4年度答申第5号(令和5年 3月28日付け)

答 申

審査請求人〇〇が令和4年10月12日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第9項において準用する同条第3項の規定による生活保護変更申請却下決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号。以下「本件処分1」という。)に係る審査請求及び審査請求人〇〇が同年10月12日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による同項の規定による生活保護変更申請却下決定処分(同年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号。以下「本件処分2」という。)に係る審査請求(以下「本件各審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日に〇〇市役所を訪れ、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第33条の2の規定による届出(以下「介護保険第三者行為届出」という。)に係る報告書等を提出した。また、令和〇年〇〇月〇〇日にも〇〇市役所を訪れ、固定資産無資産証明書等を取得した。

その後、審査請求人は、これらの〇〇市役所への来訪の際に利用した福祉有償運送の費用について、移送費の支給を求める生活保護変更申請を行ったが、処分庁は、令和〇年〇〇月〇〇日の福祉有償運送に係る移送費については本件処分1により、同年〇〇月〇〇日の福祉有償運送に係る移送費については本件処分2により、それぞれ申請を却下した。

本件各審査請求は、審査請求人が本件処分1及び本件処分2(以下「本件各処分」という。)の取消しを求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のように述べ、本件各処分は取り消されるべきであると主張する。なお、審査請求人は、このほか、憲法第25条第1項の「健康で文化的な最低限度の生活」の意義、憲法第25条と法との関係、憲法第25条第1項と介護請求権との関係、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の設定に係る厚生労働大臣の裁量、障害者加算制度の仕組み、他人介護料特別基準の設定に係る厚生労働大臣の裁量、被保護者（法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）による自動車の保有の可否、訴訟上の救助制度等の仕組み、福祉サービスの在り方、介護保険法（平成9年法律第123号）によるサービスの仕組み、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）によるサービスの仕組み、障害者の自立の意義、補装具の支給、過去に〇〇市長が行ったという誤った住民票の写しの交付等について、^る^る縷々解説し、あるいは持論を展開するものであるが、これらは、本件各処分と直接関係がない。

- 1 審査請求人の令和〇年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪及び同年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪は、次のとおり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2(7)ア(ウ)に該当する。
 - (1) 法第4条は、他法他施策の活用を求めている。
 - (2) 局長通知は、他法他施策の一つとして、介護保険法を挙げている。
 - (3) 介護保険法第21条第1項は、「市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」と規定している。
 - (4) 「第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について」（平成28年3月31日付け老介発0331第5号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）には、「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正により、平成28年4月1日より、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、第1号被保険者は保険者への届出が義務となりました。」と記載されている。
 - (5) 処分庁の平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの回答文書による回答は法第27条第1項の規定による指示であるところ、同回答文書には「生活困窮者の訴訟救済制度として、法テラスによる法律扶助制度及び裁判所による訴訟救助制度があります。」との記載がある。

- (6) 審査請求人は、処分庁の指示及び介護保険法施行規則に従って〇〇市長に介護保険第三者行為届出に係る報告書の提出を行い、また、処分庁の回答文書の指示に従って訴訟上の救助の申立てを行ったものであり、これらのために審査請求人が〇〇市役所を訪れたことは、局長通知第7の2(7)ア(ウ)の「被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合」に該当する。
- 2 〇〇市のホームページに、移動支援・日中一時支援等に係る費用の負担について、「市民税非課税世帯の方及び生活保護を受けている世帯の方は、費用の負担はありません。」と記載されている。
- 3 処分庁は、参議院議員通常選挙の投票に係る移送費、マイナンバーカードの受取りに係る移送費、介護サービス担当者会議への出席に係る移送費、〇〇月の通院及び新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種に係る移送費並びに〇〇月の通院、高齢者インフルエンザ定期予防接種及び接種券交付手続に係る移送費を支給している。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

審査請求人の令和〇年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪及び同年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪は、局長通知第7の2(7)ア(ア)から(カ)までのいずれにも該当しない。

したがって、移送費を支給することはできないのであり、生活保護変更申請を却下した本件各処分に違法又は不当な点はない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 3月 1日	諮問
令和5年 3月14日	審議（第19回第1部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 法

ア 法第6条は、用語の定義について、次のとおり規定している。

「第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2から5まで 略

イ 法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

ウ 法第27条は、被保護者に対する指導及び指示について、次のとおり規定している。

「第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2及び3 略

エ 法第76条の2は、都道府県又は市町村による損害賠償請求権の代位取得について、次のとおり規定している。なお、法第76条の2の規定は平成26年7月1日から施行されたものであり、「当該施行日より前の第三者の行為によって生じた被害に係る医療扶助又は介護扶助の給付については、当該規定の適用とならない」（「生活保護制度における第三者行為求償事

務の手引について」（平成26年4月18日付け社援保発0418第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）とされている。

「第76条の2 都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によつて生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」

(2) 生活保護法施行規則

生活保護法施行規則第22条の2は、生活保護第三者行為届出について、次のとおり規定している。

「第22条の2 被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によつて生じたときは、当該被保護者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく、保護の実施機関に届け出なければならない。」

(3) 介護保険法施行規則

介護保険法施行規則第33条の2は、介護保険第三者行為届出について、次のとおり規定している。

「第33条の2 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、第1号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 届出に係る事実

二 第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

三 被害の状況

(4) 保護基準

法第8条第1項の「厚生労働大臣の定める基準」として保護基準が定められている。そして、保護基準別表第1第3章3は、生活扶助の移送費について、次のとおり定めている。

「3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。」

(5) 局長通知

局長通知第7の2(7)アは、移送を行う場合等について、次のとおり定めて

いる。なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(カ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(ア)若しくは(イ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、(コ)若しくは(シ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(エ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

- (ア) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合
- (イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合
- (ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合
- (エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合
- (オ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であつて、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合
- (カ) (オ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合
- (キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のた

め熱心かつ誠実に努力した場合

(ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合

(ケ) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。

(コ) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

(カ) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

(シ) 被保護者が出産又は妊婦健診（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）に基づき公費負担の限度となっている回数に限る）のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所、通院又は通所する場合

(ス) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(セ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合若しくは当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合又は精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者若しくはその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

(ウ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

(ク) 被保護者が実施機関の被保護者健康管理支援事業に基づく受診勧奨による、健診（例えば、健康増進法に基づく健康診査）又は保健指導のため通院又は通所する場合」

2 本件各処分

(1) 本件各処分の違法性又は不当性について

ア 局長通知第7の2(7)ア(ウ)への該当性

局長通知第7の2(7)アは、移送は、局長通知第7の2(7)ア(ア)から(ク)までのいずれかに該当する場合において、ほかに経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととしている。そして、審査請求人は、審査請求人の令和〇年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪及び同年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪がいずれも局長通知第7の2(7)ア(ウ)に該当すると主張するので、まずこの点について検討する。

(ア) 令和〇年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪

審査請求人は、介護保険法施行規則第33条の2に介護保険第三者行為届出をすべきことが規定されていること、あるいは、同規則に同条が追加された際に厚生労働省から各都道府県あてに出された通知文書である「第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について」に介護保険第三者行為届出が第1号被保険者の義務となったことが記載されていることを根拠に、介護保険第三者行為届出に係る報告書を提出するために〇〇市役所を訪れたことは局長通知第7の2(7)ア(ウ)に該当すると主張する。しかし、これらの規定又は記載自体は「実施機関の指示又は指導」ではない。また、ほかに、処分庁が介護保険第三者行為届出をするよう指示又は指導をした事実も認められない。そうすると、審査請求人が介護保険第三者行為届出に係る報告書を提出するために〇〇市役所を訪れたことは、局長通知第7の2(7)ア(ウ)に該当しないといわなければならない。

なお、審査請求人は主張していないが、審査請求人は令和〇年〇〇月〇〇日に〇〇市役所において生活保護第三者行為届出に係る報告書の提出も行っている。そこで、生活保護第三者行為届出に係る報告書を提出するために〇〇市役所を訪れたことが局長通知第7の2(7)ア(ウ)に該当するかについて検討すると、次のとおりである。すなわち、生活保護第三者行為届

出をすべきことは生活保護法施行規則第22条の2に規定されているところであるが、この規定自体は「実施機関の指示又は指導」ではない。また、ほかに、処分庁が生活保護第三者行為届出をするよう指示又は指導をした事実も認められない。そうすると、生活保護第三者行為届出に係る報告書を提出するために〇〇市役所を訪れたことは、局長通知第7の2(7)ア(ウ)に該当しないといわなければならない。なお、生活保護第三者行為届出は法第76条の2の規定による損害賠償請求権の代位取得の有無を把握するための制度であるところ、同条の規定は、平成26年7月1日に新設されたものであり、同日より前の第三者の行為により生じた被害については適用がないとされている。そして、審査請求人が生活保護第三者行為届出により届け出た第三者の行為は同条の規定が新設されるより前の平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生したものであるから、これについて〇〇市が損害賠償請求権を代位取得する余地はなく、審査請求人は、そもそも生活保護第三者行為届出をする必要がなかったものである。

以上のとおりであるから、令和〇年〇〇月〇〇日の来訪は、局長通知第7の2(7)ア(ウ)に該当しない。

(イ) 令和〇年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪

審査請求人は、処分庁の平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの回答文書にある「生活困窮者の訴訟救済制度として、法テラスによる法律扶助制度及び裁判所による訴訟救助制度があります。」との記載を法第27条第1項の規定による指示であるとし、この指示に従って訴訟上の救助の申立てを行ったと主張する。

しかし、これは、審査請求人の「貧困のため訴訟費用を支払う資力がなく、かつ、勝訴の見込がないといえないので、良い制度があればご教授お願い致します。」という質問に対して、こうした制度があることを回答したに過ぎず、訴訟上の救助の申立てをするよう指示又は指導をしたものではない。また、ほかに、処分庁が訴訟上の救助の申立てをするよう指示又は指導をした事実は認められない。なお、訴訟上の救助の申立てをすることとそのために必要な固定資産無資産証明書及び生活保護証明書を取得することとは別であると考えられるところ、処分庁がこれらの証明書を取得するよう指示又は指導をした事実も認められない。そうすると、令和〇年〇〇月〇〇日の来訪は、局長通知第7の2(7)ア(ウ)に該当しないといわなければならない。

イ 局長通知第7の2(7)ア(ア)、(イ)及び(エ)から(ク)までへの該当性

次に、局長通知第7の2(7)ア(ア)、(イ)及び(エ)から(ク)までのいずれかに該当するかどうか検討すると、審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪については介護保険第三者行為届出に係る報告書あるいは生活保護第三者行為届出に係る報告書を提出するために、同年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪については裁判所に提出する固定資産無資産証明書及び生活保護証明書を取得するために〇〇市役所を訪れたものであるから、これらの来訪が局長通知第7の2(7)ア(ア)、(イ)及び(エ)から(ク)までのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ なお、上記ア及びイの取扱いに係る局長通知の内容に不合理な点は見当たらない。

エ 小括

以上のとおり、審査請求人の令和〇年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪及び同年〇〇月〇〇日の〇〇市役所への来訪は、局長通知第7の2(7)ア(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない。

したがって、移送費を支給することはできないのであり、生活保護変更申請を却下した本件各処分に違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

ア 上記第3の2の主張

〇〇市のホームページの記載は、地域生活支援事業の移動支援等の対象となる場合に、被保護者であるサービス利用者には費用の負担がないことを示しているに過ぎず、その対象とならない場合にまで被保護者に費用の負担がないことを示しているものではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

イ 上記第3の3の主張

移送費は一定の要件を満たす場合に支給されるものであるから、ほかに移送費の支給を受けたことがあるからといって、審査請求人のすべての移動が移送費の対象となるわけではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 大野正博、委員 山内沙絵子、委員 和田恵